

一般社団法人日本形成外科学会の会員は、定款に定められた目的の達成につ
とめ、日本国憲法を始め、医師法、歯科医師法、医療法、著作権法その他の関
係法規のほか、本法人の定款、規則、制度、会告に従わなければならない。い
やしくもこれに反して、本法人の名誉を傷つけ、あるいは会員として下記の
綱領に違反することがあってはならない。

日本形成外科学会 倫理綱領

(昭和63年4月8日制定)

1. 会員は、みずから社会秩序を重んじ、道德の模範となり、
患者に対しては誠意をもって信頼に応えなければならない。
1. 会員は、本法人の会誌、学術集会、講習会その他において
容認される医療を行わなければならない。特に、患者に不利
益になると予想される手段・方法を用いてはならず、また社
会通念上不当な料金を課してはならない。
1. 会員は、各種刊行物・大衆伝達において、医師としての品
位を傷つけ、真実を欠き、あるいは誤解を招く記載や言動が
あってはならない。また、正当な理由なく他の医師を中傷・
誹謗してはならない。

付. 医療法、雑誌広告掲載基準に関して、註釈を参照のこと。

医療法、雑誌広告掲載基準に関する註釈は、本学会会員名簿（1988年版）
の末尾、250～252頁をご参照下さい。

また、著作権の問題、ことに著作物の引用、あるいは複写・複製について、
本学会会誌8巻190～195頁、1988をご覧下さい。